

第77回国民体育大会日光市競技会医事・衛生基本方針

1 趣旨

第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）の医事・衛生について、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会の定める第77回国民体育大会医事・衛生基本方針に沿って、基本的な方針を定める。

2 目的

競技会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「競技会参加者等」という。）が清潔で快適な環境のもとで、十分な活躍と観覧ができるようにする。

3 医療救護

(1) 医療救護体制

競技会参加者等の傷病発生に迅速に対処するため、関係機関及び団体等の協力を得て、競技会場に救護所を設置し応急処置を実施するとともに、医療機関への搬送体制を確保するなど医療救護体制を整える。

(2) 医療費負担

救護所及び救急自動車等の利用に要した経費を除き、医療費は全て当事者の負担とする。

4 食品衛生

競技会参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関及び団体等と連携して、食品衛生に対する意識の向上を図るとともに、競技会参加者等の食中毒の予防体制を整える。

5 環境衛生

競技会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関及び団体等と連携して、競技会場や周辺環境の美化、廃棄物の適切な処理、飲料水の衛生対策、衛生害虫等の駆除及び動物の適正管理に努める。

6 防疫

競技会参加者等の感染症の発生を防止するため、関係機関及び団体等と連携して、防疫に対する意識の向上を図るとともに、防疫体制を整える。